

児童扶養手当を振り込みます

児童課 ☎66・1108

児童扶養手当の8月期支払分(4月～7月分)を8月11日(月)以降に受給者指定の金融機関に振り込みます。確認してお受け取りください。

献体にご協力ください

福祉課 ☎66・1106

大学で行われる医学生、歯学生の教育実習のために必要な遺体は、慢性的に不足しています。医学の発展を願う自らの遺体を大学に献納していただける方を探しています。なお、献体は入会と同時にアイバンクにも登録されます。問合先 財団法人不老会蒲郡支部(☎57・5418)

愛知県在宅重度障害者手当の所得状況届を提出してください

福祉課 ☎66・1106

現在、愛知県在宅重度障害者手当を受給されている方は、引き続き受けることができるか確認するため、所得状況届を提出する必要があります。

受給者あてに郵送された所得状況届を8月11日(月)～9月10日(水)までに提出してください。なお、税務収納課での証明手続は必要ありません。

愛知県在宅重度障害者手当・特別障害者手当などの案内

福祉課 ☎66・1106

◆愛知県在宅重度障害者手当

対象 在宅であり、
・身体障害者手帳1・2級の方
・療育手帳A判定の方
・身体障害者手帳3級と療育手帳B判定を併せてもつ方
※平成20年4月1日以降、身体障害者手帳や療育手帳を新たに単独で取得された65歳以上の方は対象外。
※施設入所や3カ月以上継続して入院をした場合は資格喪失となります。

手当月額

・1種 1万5千500円
・2種 6千750円
※1種とは、1Q35以下で、身体障害者手帳1・2級の方です。それ以外の方は2種です。

支給月 4月・8月・12月
◆特別障害者手当

対象 20歳以上で、日常的

に常時介護を必要とする在宅の方で、次にあてはまる方
・身体障害者手帳1・2級程度の障がい(2つ以上ある方)
・1Q35以下で身体障害者手帳1・2級程度の障がいがある方
・身体障害者手帳1・2級程度の肢体不自由の方で常時介護を必要とする方 など
※認定には診断書による審査があります。

※施設入所や3カ月以上継続して入院をした場合は資格喪失となります。

手当月額 2万6千円(障がいの程度に応じた加算あり)
支給月 2月・5月・8月・11月

◆障害児福祉手当

対象 20歳未満で、日常的に常時介護を必要とする在宅の方で、次にあてはまる方
・身体障害者手帳1・2級程度の障がいがある方
・1Q20以下の方 など
※認定には診断書による審査があります。

※施設入所をした場合は資格喪失となります。

手当月額 1万4千140円(障害の程度に応じて加算があります)

支給月 2月・5月・8月・11月

【各手当共通事項】

所得制限により支給停止となる場合があります。

手当を振り込みます

福祉課 ☎66・1106

◆特別障害者手当・障害児福祉手当

社手当・経過的福祉手当

5月～7月分を8月8日(金)以降に、受給者指定の金融機関に振り込みます。

◆市障害者扶助料

4月～7月分を8月20日(水)以降に、受給者指定の金融機関に振り込みます。確認してお受け取りください。

オンライン請求した証明書などを窓口で受け取ることができます!

市役所新館1階の名古屋法務局蒲郡証明サービスセンターで、オンライン請求した登記事項証明書や会社・法人の印鑑証明書などを受け取ることができるようになりました。

◆オンライン請求にすると

- ・手数料1通 480円(窓口請求 600円)
- ・請求から発行までの時間が短縮されます。

◆交付する証明書の種類

- ①土地・建物の登記事項証明書 ※地図や図面に関する証明書を除く
 - ②会社・法人の登記事項証明書(代表者事項証明書を含む)
 - ③会社・法人の印鑑証明書 ※会社の電子証明書が必要
- ※詳しくは「かんたん証明書」でインターネット検索してください。

◆問合先 名古屋法務局民事行政調査官室 ☎052・952・8170

行政課 ☎66・1155